

2019年6月4日



各 位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：3250 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-4500-4208

信託を用いた役員株式報酬制度の継続に関するお知らせ

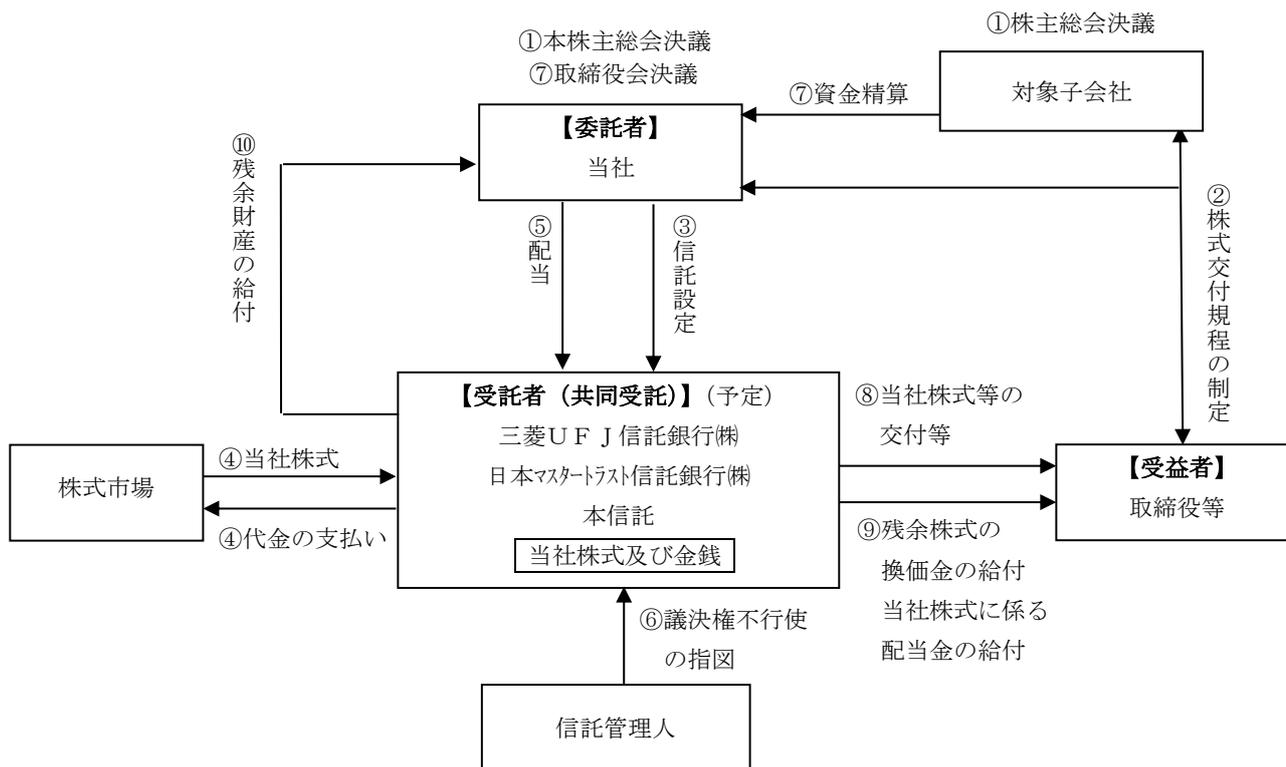
当社は、2019年6月4日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）及び国内に本店が所在する当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と併せて以下「対象会社」という。）の代表取締役（当社の取締役と併せて以下「取締役等」という。）に対する報酬制度として2014年度から導入しております信託を用いた役員株式報酬制度（以下「本制度」という。）が2019年5月で終了したため、本制度について、その内容を一部改定のうえ、継続することに関する議案を2019年6月25日開催予定の第93期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続と目的について

- (1) 当社は、役員報酬制度として、①固定報酬、②毎年の成果に応じた短期業績連動報酬、③複数年度の業績や企業価値に連動した長期業績連動報酬を反映した設計を採用しております。すなわち、①固定報酬としての月額定期報酬、②短期業績連動報酬としては単年度利益計画の達成を目安に支給する役員賞与、③企業価値及び長期業績連動報酬としての株式報酬であります。
- (2) 本制度の継続により、取締役等が株価動向に対するリスクやメリット、中長期的な利益意識を株主の皆様と共有するとともに、中長期的な視野における企業価値向上へのモチベーションにつなげ、業績や株式価値を意識した経営を動機付けることが強化されるものと考えております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役についてはその職務の性質に鑑み、本制度の対象から除外しております。
- (3) 本制度の継続は、本株主総会及び対象子会社の株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (4) 2019年から2021年までの毎年6月に、各対象会社の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議し、翌年4月に取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）します。また、本制度の終了時には、信託内の残存株式をすべて換価し、換価処分代金相当額の金銭を取締役等に給付するとともに、本信託内の当社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分について取締役等に給付します。

2. 本制度の概要



- ①当社は、本制度の継続導入に関して本株主総会において役員報酬に関する決議を得ます。また、対象子会社は、本制度の継続導入に関して対象子会社の株主総会において役員報酬に関する決議を得ます。
- ②各対象会社は、本制度の継続導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定及び一部改定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦2019年から2021年までの毎年6月に、各対象会社の取締役会において、取締役等に対して交付する株式数を算定する基礎となる金額を決議します。
- ⑧信託期間中の毎年4月に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、⑦の取締役会において決議した金額を基礎として算定された株数の当社株式等の交付等が行われます。当社は、対象子会社との間で対象子会社の代表取締役に対して交付等が行われた当社株式等に相当する金銭について精算を行います。
- ⑨信託期間の満了時に信託期間を延長することなく信託を終了する場合において、信託終了時に残余株式が生じた場合、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭が取締役等に給付されます。信託終了時の本信託内に残余する当社株式に係る配当金のうち、信託費用準備金を超過する部分については、取締役等に給付されます。
- ⑩本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

3. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、本株主総会における承認を得ることを条件として、本制度の内容を一部改定します。改定後の本制度の内容は以下のとおりとなります。

(1) 本制度の概要

本制度は、2019年度から2021年度までの各事業年度に取締役会の決議を受けて当社株式等を役員報酬として交付等を行う制度です。本制度により信託期間中の毎年4月に各取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、(2)で後述する交付株式数算定基礎額を基準として算定されるため、信託期間中に当社株式の株価が上昇した場合には、毎年各取締役等に交付するための株式数が減少することとなり、結果として、信託期間の満了時に残余株式が生じることとなりますが、本信託を株式報酬制度として継続する場合には、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用されることになり、延長前の信託期間において追加の報酬が給付されることはありません。他方、信託期間の満了時に延長を行うことなく本信託を終了する場合には、残余株式の換価処分金が各取締役等に給付されることとなります。これに対して、信託期間中に当社株式の株価が下落した場合には、毎年各取締役等に交付等を行うための当社株式等の数が多く必要となり、結果として、信託期間の終了前に本信託内の当社株式等の全部について交付等が行われる可能性があります。この場合には、本信託を終了し、それ以降は本信託からの当社株式等の交付等が行われませんが、本信託から取締役等に交付等が行われた当社株式等の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、取締役等に金銭報酬を支給することを予定しています。

(2) 本制度の継続導入に係る本株主総会決議及び株式交付に係る取締役会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額及び本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

本制度の継続導入後、2019年から2021年までの毎年6月の各対象会社の取締役会において、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数を算定する基礎となる金額（以下「交付株式数算定基礎額」という。）を決議します。交付株式数算定基礎額の上限は、1年につき1.4億円とします。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、信託期間中の毎年4月に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、上記(2)の取締役会において決議した交付株式数算定基礎額に基づき算定された株数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。（※）

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 信託期間中の毎年3月31日に当社と委任契約を締結している取締役又は対象子会社と委任契約を締結している代表取締役であること（信託期間中に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ 上記(2)の取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

※ 信託期間中に取締役等が死亡又は国外居住者となった場合には、当該取締役等について当社株式等の交付等を行いません。

(4) 信託期間

2019年7月23日（予定）から2022年8月31日（予定）までの約3年間とします。なお、3年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され、承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、本制度を継続することがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

毎年6月の各対象会社の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各取締役等の配分比率（※1）を乗じて各取締役等に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、以下の算定式に従って算出される当社株式等を当該取締役等に対して交付等を行う当社株式等の数とします。

< 交付等を行う当社株式等の算定式 >

(各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額－換価処分金相当額 (※2)) ÷ 基準株価 (※3)

※1 各取締役等の配分比率は、下表に定める各取締役等の役位ウェイトを全取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。なお、当社の取締役と対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出します。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

※2 各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額を翌年3月1日(同日が営業日でない場合には翌営業日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除して算出される値の30%(単元未満株式は切り捨て)に相当する当社株式数を株式市場で売却した際の売却代金

※3 翌年3月末日(同日が営業日でない場合には直前の営業日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値

本制度により、取締役等に交付される株式の合計数の上限は、信託期間を通じて8百万株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取締役等に交付される株式の合計数の上限を調整します。

(6) 本信託に拠出される信託金合計額及び本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額及び本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会で決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 2.1億円 (※)

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 8百万株

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の取締役等の基本報酬及び賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

取得株式の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数及び株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 取締役等に対する株式交付時期

信託期間中の毎年4月に、取締役等が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(5)により算定される株数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(5)により取締役等に交付される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用し、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用することがあります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を、受益権割合（※）に従って各取締役等に給付します。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、受益権割合（※）に従って各取締役等に給付します。

※ 受益権割合は、信託期間終了時に在任している取締役等について、それぞれ上記(5)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全取締役等について上記(5)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出されます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2019年7月23日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 2019年7月23日（予定）～2022年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 2019年7月23日（予定）、2020年4月から当社株式等の交付等を開始 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の金額 | 2.1億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2019年7月24日（予定）～2019年7月31日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上